

特定非営利活動法人 生涯音楽アカデミー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 生涯音楽アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児や高齢者及び障がい者もちろんのこと幅広い年齢層の一般市民を対象に、「創造性」や「コミュニケーション能力」そして豊かな感性（感受性）等の育成やQOLの向上を主とした音楽療法の調査研究、実践、人材育成、情報提供等の事業を行うことで、心と体の相互関連を重視した音楽療法を広く普及させるとともに、情操教育を中心にした豊かな心と体を育てる保育・子育て支援事業を行うことを通じて、子どもの健全育成及び共に支え合う豊かな子育て環境の推進と、音楽を通じた人と地域社会とのコミュニティ形成の構築による地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 音楽療法に関する講習・セミナー・教室事業
- (2) 音楽療法とリトミックに関する指導者育成事業
- (3) 子育て支援型リトミック教育指導事業
- (4) 音楽療法・リトミックに関する普及啓発・情報提供事業
- (5) 前各号に附帯する事業